

株式会社シーン【ケア・シーンプランニングセンター】運営規程

(事業所の目的)

第1条 株式会社シーンが開設する株式会社シーン【ケア・シーンプランニングセンター】(以下「事業所」という。)が行う居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申し込み者に対して自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業の実施に当たっては、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又はその有無及び有効期間を確かめるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケア・シーンプランニングセンター
- 2 所在地 東京都大田区南蒲田3-1-5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 12名
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。
- 3 事務職員 1名以上
事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝祭日、夏期休暇(8月13日から8月16日まで)及び年末年始休暇(12月29日から翌年の1月3日まで)を除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。ただし、土曜日は、午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

- 1 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を提供しサービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。なお各サービス事業者の担当者が利用者の状況を把握し、当該情報を共有する目的において、サービス担当者会議を開催するものとする。
利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題分析について使用する課題分析票は、居宅サービスガイドライン方式、または、オリジナル方式を用いる。
- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した時には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付するものとする。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、特段の事情のない限り、月に1回は訪問して利用者に面接し、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、その結果を記録することにより、利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。
- 4 介護支援専門員は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や利用者が要介護更新認定や要介護状態区分の変更の認定等を受けた場合、原則としてサービス担当者会議を開催するものとする。また止むを得ない理由がある場合、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画について、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね5キロメートル未満 300円
- 2 事業所から、片道おおむね5キロメートル以上 500円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、大田区、品川区、港区、世田谷区、目黒区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シーンと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。